

## 成蹊大学理工学研究所受託研究取扱要領（抜粋）

### （趣旨）

第1条 この要領は、理工学研究所において理工学部（理工学研究科を含む。以下同じ。）の研究活動の発展向上と社会への貢献を目的として行う受託研究の処理、実施等の取扱いについて必要な事項を定める。

### （定義）

第2条 この要領において、「受託研究」とは、理工学研究所が理工学研究所研究員のうちから研究担当者を定め、外部からの委託を受けて行う研究のうち、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

### （実施要件）

第3条 受託研究は、当該研究が理工学部の教育研究上有意義であり、かつ、各種業務に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に行うものとする。

### （研究受託の手続き）

第4条 1. 受託研究担当希望者は、学科主任を経て理工学研究所所長（以下「所長」という。）に委託研究申込書、受託研究許可願等を提出する。  
2. 所長は、理工学研究所企画運営委員会に諮り、当該研究の受託の可否を決定する。  
3. 前項で可とされた場合は、所長は、契約書（※注1）等関係書類を添えて学長に上申する。

### （受託研究関係予算の執行）

第5条 1. 受託研究に要する経費は、委託者が財務部経理課に納入（※注2）する。  
2. 受託研究担当者は、所長を経て、予算計画申請書を財務部経理課に提出する。  
3. 財務部経理課は、前項の予算計画申請書に基づき、当該予算を理工学部予算に配布加算する。  
4. 予算執行に当たっての手続きは、原則として学園諸規則及び学園の慣行に準ずるものとし、細目は、別に定める。

### （受託研究完了手続）

第6条 1. 受託研究が完了した場合は、当該研究担当者は、所長に受託研究完了届を提出する。  
2. 所長は、受託研究完了の旨を学長に報告する。

※注1：契約書には、原則として次の事項の記載をするものとする。

- ・研究課題名、研究者名に関する事項
- ・研究費に関する事項

- ・研究期間に関する事項
- ・研究の中止に関する事項
- ・研究により発生した知的財産権の取扱い、権利の帰属に関する事項
- ・研究成果の報告に関する事項
- ・研究成果の公表に関する事項
- ・秘密保持に関する事項
- ・その他受託研究に関して必要な事項

※注 2：受託研究を行う場合、その受け入れ金額の 10%を工学研究助成基金に組み入れるものとする。

(ただし、科学研究費補助金、国庫補助金による委託研究費は除く)

※ この要領は、2015年3月2日に制定されたものに基づく。

※ 共同研究の場合もこの要領に従う。